

## 薩摩の郷中教育研究の基本視点

神田 嘉延〔鹿児島大学稲盛アカデミー特任教授〕

### The Basic Viewpoint of The Education Study in The GOU of Satsuma

KANDA Yoshinobu [Professor, Kagoshima University, Inamori Academy]

キーワード：若者組と郷中教育、城下近村の郷中教育、外域制度と郷中教育、斉彬の学問の勧め、  
青年集団の修養

#### 目次

##### はじめに

##### 第一章 郷中教育の地域教育的意義

- (1) 郷中教育における小集団教育と詮議の役割
- (2) 郷中教育と若者組－青年集団の修養のあり方を探る源流として－

##### 第二章 城下近村下荒田の郷中教育

- (1) 下荒田郷中掟と人格教育
- (2) 斉彬の学問の勧め－論告書より－
- (3) 西田薬師町の土族殖産事業

##### 第三章 外域制度のなかでの郷中教育

- (1) 各郷での学問所と郷中・寺子屋教育
- (2) 知覧郷の武士の稽古所と学び
- (3) 出水の郷中教育
- (4) 都城の郷中教育

##### まとめ

##### はじめに

本稿では幕末の薩摩における郷中教育の基本視点を明らかにするものである。郷中教育は、二つの見方がある。松本彦三郎は忠孝義勇の道のための思考の適正、判断の適正を期すための思考訓練の方法、知力の修養であると郷中教育を評価する。北側鉄三の郷中教育の見方は人間的相対主義、素朴主義、小集団教育という立場である。また、郷中教育が人材養成に多大な効果をあげたことに否定的立場をとる安藤保などの研究がある。

それぞれの指摘は実証的に明らかにしていく課題があるが、研究における基本的視点をどのようにみていくのかということが最も必要であると考えている。

本論では、郷中教育を考えていくうえで、兵農分離と、下級武士の農村での生活様式、若者組との関係で問題を煮詰めていくことが大切であるという立場をとっている。したがって、薩摩藩の本拠地である鶴丸城下の中・上級の屋敷邸を中心に考えるのではなく、下級武士の郷中、城下近村、地方の各郷での状況から問題をみつめていくものである。

本稿では、若者組と郷中教育、城下の近村であった下荒田郷中掟の分析、地方郷の知覧、出水、都城

の郷中教育を分析するものである。ここでは、下級武士の暮らしのなかからの未来をみつめていくという下級武士の若者組の修養のエネルギーと、そこにみられた人間的な倫理観をさぐるためである。

## 第一章 郷中教育の地域教育的意義

### (1) 郷中教育における小集団教育と詮議の役割

薩摩藩では、地域の年齢階梯制の青年の自治的集団による修養教育が行われてきた。この地域の年齢階梯制の組織による人育てが、郷中教育である。郷中教育は武士の若者組の教育機能をもってきたのである。本論では薩摩藩の全般的な郷中教育ではなく、幕末の激動期に焦点をあわせて、地域の年齢階梯制という若者組との関係で論じるものである。

薩摩の県立図書館の編纂のもとに郷中教育を出版した北川鉄三は、郷中教育の本質を第1に、青少年の人間形成・人格形成としての相対主義に立脚した世界観にたっているとしている。

「穿議（余議・話合）は各郷の二才（青年）が全員、相手の思想の自由と言論の自由とを認め合うことを基本にして、初めて成立するものである。即ち、相手の善さを学ぼうとして、相手の発言に対しては、静かに耳を傾けてそれを真実の話し合いによって、即ち、真の衆議を尽くすことによって、衆知を集めて、より高い道理を発現することができる。言い換えれば、郷中の二才（青年）たちは、かかる意味の真の話合によって、武士として守るべき法則・規範を発見し、また、全員の納得できる問題解決もできず、申合せ事項も決めることができたのである。

相手の思想の自由と言論の自由とを認め合うことは、取りも直さず、それが相対主義の世界観に立っていることを意味する。……郷中教育の本質は、精神的未完成論と言う人間観と相対主義の世界観とに要約することができる。精神的未完成という自己認識は、当時仏教信仰が盛んであったことから考えて明らかな如く、唯一絶対の仏陀に対しては、人間は愚かな者であり、精神的未完成者という人間観が生じてくる。かかる人間観・世界観に立脚して行われる話し合いの学習活動は、多数決と言う政治的解決の次善策を採用せず、会員納得と言う最善策を常に二才咄格式定目の理想にしている」<sup>(1)</sup>

詮議という日本語が、犯罪のとりしらべ、罪人の搜索という意味と、評議して物事を明らかにするという意味があるが、詮議という言葉が、話し合いというイメージをもちにくい側面をもっていることも事実である。しかし、薩摩の郷中教育で行われていた詮議は、相手の立場を認め合いながら問題の解決策を探り、全員が一致して納得していく、話し合いが行われたのである。

穿議（話し合い）という方法によって衆知を集めて、問題解決のための最善策をつくりあげていったことは、仏教的世界観にたつての未完成の人間観に立脚した話し合いの決めごとであり、多数決ではなく、会員納得の結論である。会員が自由の意思によって、納得していくことは、会員自身が相対主義にたっているからである。

松本彦三郎の「郷中教育の研究」の詮議については、忠孝義勇の道のための思考の適正、判断の適正を期すための思考訓練の方法、知力の修養であるとしている。詮議は忠孝の論理学であると松本彦三郎は考えるのである。詮議かけは、通常は軍事読みのあとで行うとしている。詮議は、その場で回答しなければならない。<sup>(2)</sup>

忠孝義勇という目的にそって、通常軍事読みのあと、問答式の思考の訓練であると松本彦三郎は太平洋戦争の真っ直中の1943年に書いている。戦時中という特殊性のなかでの、郷中教育の忠孝勇壯の意義の強調である。詮議という問答や切磋琢磨の方法が、軍事教練の意味からの郷中教育の位置づけである。これが、松本彦三郎の見方であり、北川鉄三の郷中教育の詮議の衆知を集めて問題解決のために最善を尽くすことと本質が異なる。北川鉄三は、仏教的な世界観にたつての未完成の人間観にたち、会員の自由の

意志による納得の結論という相対主義の見方であるとしている。両者の見方は根本的に異なる。

郷中教育の第2の本質は、小集団学習であったと、北村鉄三はのべる。さらに、第3に本質として、素朴主義、鍛錬主義、価値主義をあげる。素朴主義は、都会の文明主義や享楽主義に対立する用語であり、城下町にすべての武士を集めて軍事的な支配体制をつくらず、領内の各地に兵農を分離しない武士の麓集落を基盤にした見方である。外城制度は、素朴主義を大切にしたのでであると北川鉄三は思想的に位置づける。「外城制度を創設した目的は、城下町に集住する都会的武士を主体とする文明主義、享楽主義よりも、むしろ、島津氏的全領国内に散在する各外城を中核とする郷土団を中心とした素朴主義・鍛錬主義を重視したのであった」。<sup>(3)</sup>

この指摘は、結果として、他の藩のように城下町をつくって、武士団をそこに居住させたのではない。城下町の都会的享楽主義による消費で、藩の財政難をかかえる原因となった他藩とは異なる。他藩では、城下町における士族の殖産活動も大きな課題になったが、薩摩藩の場合には、農業に結合した武士団を麓集落をつくることによって経済を支えたのである。このことは、武士の下級武士団の自給性が確保されていた。それでも土地の絶対的な不足により、2男、3男の無禄武士も幕末になると数多く輩出し、麓集落にも居住できない下級武士の多くをかかえたのである。かれらは、新しい技能・技術を身につけたり、開墾をして生計をたてていくのであり、士族殖産事業として、幕末から明治維新にかけて活躍していくのである。幕末の郷中教育のなかでは、算術などの商業的な能力の基礎が求められたのである。

## (2) 郷中教育と若者組－青年集団の修養のあり方を探る源流として－

薩摩の郷中教育は、薩摩藩の兵農未分離の特殊性から生まれたものである。つまり、農村における村落共同体の年齢階梯制における若者組の武士的現れとして郷中教育をみる必要がある。

村落共同体の年齢階梯制の武士的現れとしての郷中教育であったことから、地縁組織としてつくられた若者組（二セ組）は、自治的な活動であったが、地域のなかで自己完結していくという閉鎖的な性格をもちながら展開されてきたのである。

ところが、幕末における商品的経済の発展、欧米の列強諸国からの開国要求、貿易などの不平等条約のおしつけなどから、薩摩藩内でも新しい国のあり方が模索されている時期であった。幕末における郷中教育は、国の内外の大きな時代的变化のなかで、地域閉鎖的な自己完結的な武士の若者組的性格から、地縁の若者組（二セ組）組織として変化したのであった。そこでは、学ぶことと同時に、遊学的に、外の知識を積極的に学んでいくという開放な学びへと大きく変わっていくのである。

薩摩藩の武士の多くは、農業を営んでいたのであり、完全に兵農分離をとらず、藩内の郷村を単位に、各地に武士集落である麓をつくったのが特徴である。麓集落は、郷村の中心地として、外城制度のなかでの仮屋を置いた。この麓集落では、武士の若者組である郷中教育が行われたのである。農民的な年齢階梯制である若者組と武士の若者教育が結合されたのである。薩摩藩ばかりではなく、兵農分離が十分に進んでいなかった藩には、薩摩藩と同様な郷中教育が行われていたのである。

若者制度の研究のなかで、武士の若者組として、薩摩藩のことが典型として記されているが、それは、薩摩藩だけではなく、その他の藩でみられたのである。

「鹿児島島の武士階級の若者制度は所謂郷中の制で、城下が幾つかの方限に分かれ、この方限なる地域毎に団結せる自治修養警備の組織であったのである。従って昔は之を郷中又は方限と云う明治初年に於ては三十有余の郷中があった。

この郷中の後進は学舎と称して現在十七学舎存在し、昔ながらの厳しい訓育が行われている。(学舎は謂はば青年団の倶楽部又は会館であるが、昔は特にかようなものはなく、組内の誰彼の家にも月番に集

まったものであると云う)。この郷中の制は鹿兒島城下のみならず、百二外城もそれぞれ一つの方限を以て郷中の制があり、士族の自治的な青年教育が行われていた」。(4)

大日本連合青年団創立10周年を記念して、各地のあった若者制度の資料集を行って、編集したのが、日本青年館が発行した若者制度の研究である。この若者制度の研究のなかで武士階級の若者組として、薩摩藩の郷中教育が注目されたのである。武士階級の地縁の年齢階梯制度としての若者組の自治修養と警備組織の育成が郷中教育であったのである。若者組ということから、自治的な地縁の修養組織であったのである。

城下にあった郷中教育も下級士族の地域で、城下の中心居住地で活動が活発におこなわれたのではない。城下の周辺地域の西田、荒田、中州などでは武士階級の若者組の活発な活動をみることもできたのである。郷中教育の活動の内容は、外城制度の地方の武士の居住地であった麓集落の若者組（ニセ組）に典型にみることができる。

ところで、武士が農業を行っていた郷士が生活していた地域では、同様な武士の若者組があった。このことを若者制度の研究では指摘している。熊本の肥後藩には薩摩と同様な方限に似た連があり、土佐にも兵児社があったと次のように若者制度の研究ではのべている。

「鹿兒島に行われたる郷中の制と相似た制度は、勿論薩摩藩の如く顕著なるものでは無かつたらしいが、他藩にもあったようである。例えば熊本藩には薩摩の方限と同様な連と云うものがあり、城下幾多の連に岐かれ、之が士族の団体で、青年の修養機関であった。天明の頃この藩に斉藤権之助と云う豪傑、その相棒に境野嘉十郎と云う人があって、この連を活動させ、大いに青年武士の士気を鼓舞したと伝えられている。土佐藩の社も亦鹿兒島の兵児社と同様なものであったと信じられている。昔は盛組或は何々組と称し、武格、輕輩各所に割拠分立し、集団を作って行動し、其主旨とする処は前記薩摩藩の郷中と変わりなく士道の振起にあつた」。(5)

1924（大正十三年）大日本連合青年団創立の準備委員長として奔走した田沢義鋪は、青年団の使命のなかでも、同じように若者組と郷中教育の関係を次のようにのべている。

「鹿兒島の武士階級の青年団は、頼山陽が詩に詠じた、いわゆる健児の社であるが、鹿兒島では、方限（ほうぎり）または郷中（ごうちゅう）といていた。庶民階級の青年団が、部屋または宿を持ったように、舎と称するクラブまたは会館をもっていた。今はこれを学舎といている。この武士階級の青年団は、武士階級の青年団が、社交娯楽の方面を主としていたのに対して、その方面を輕視するのではないが、修養方面において非常な好成績をあげている。

もっと正確に言えば修養と社交娯楽が、渾然（こんぜん）として融合調和し、青年達が、その行事によって、大いなる喜びを与えられる点からいけば、立派な娯楽であるが、そんな心身に対する効果をいけば、極めて高級の修養であった。即ち修養即娯楽の青年団の真諦は、すでにこの方限の中に最もよく現われているといてよろしい。

従ってその年中行事の如きは、今日の青年団にとっても、大いに参考となるべき事項であつて、今の青年団の指導經營の従事する者の必ず知っておかねばならぬところであろう」。(6)

田沢は佐賀で生まれ育ち、熊本の第5高等学校から東京帝大に入学して、1909年に卒業している。九州で育ち、熊本5校で学んだ田沢であったので、鹿兒島の郷中教育の情報は身近であった。田沢の青年団論は、若者組を継承していることから (1) 自然に発達せる団体、(2) 自治団体、(3) 地方単位を有して国家的連絡を有する、(4) 青年期の社会生活の団体、(5) 娯楽と修養機関であるとのべている。とくに、修養と娯楽、交友を強調しているのである。この意味で鹿兒島の修養即娯楽、自治団体としての郷中教育を田沢は注目して、大正期の大日本連合青年団の創立のときの運動で、青年団のあるべき姿を求めた

のである。

修養即娯楽ということは、「共に遊び共に楽しむ方面が青年の社会生活にないようであることは当然であるが、修養をもって社会生活の内容とする事には少し耳を傾ける人々がかも知れぬ。しかし青年といえ、直ちに修養を意味するのである。青年はいうまでもなく、修養の時期である」。<sup>(7)</sup>

共に遊び楽しむということは、青年集団にとって大きな意義をもっているが、しかし、健全なる娯楽ということで、修養と相衝突する墮落する娯楽を厳しく戒めている。友情のうえからも現在の社会的害悪を一掃することは純真な青年の修養にとって大切なのである。青年団の活動そのものとして飲酒をとり入れることは、害悪の雄であると田沢は次のようにのべている。

「飲酒は、その害悪の雄なるものである。青年団の集会等においてこれを用いることは、断じてつしまねばならぬと信じる。・・・修養の方面は、衛生体育の修養から、品性人格の修養はもとより、さらに進んで産業上の技術と知識の修養も必要だし、また、国家市町村の公民としての、政治的社会的の修養訓練も必要であって、極めて広汎である」。<sup>(8)</sup>

若者組を継承する青年団は、目的や趣味を同一に機能的にできた集団ではなく、ある利益で生まれた集団でもなく、ある思想、ある教義に共鳴した団体ではなく、一定の地域に共同生活を営む集団である。それは、地域で生きていくための人間的な倫理と、一般教養を必要とするために修養する集団であると田沢は主張する。地域の伝統行事のなかに、一定の地域で共同生活するアイデンティティがみられるのである。それは一五夜の綱引きに典型にみることができる。鹿児島島の村落ではいたるところで綱引きが行われるが、武士階級の若者組も例外ではなく、農民の二七組と同様に綱の中心になる藤蔓をつくる。農民の年中行事のように、無理のない、年中行事を自治的にやっているのである。それは、特定の考えによって、又は青年施策によって統制されているのではなく、若者組の日常生活のなかでの自主的な行事である。自分たちの集団行事をとおして、体力的に鍛えようとおもえば、それぞれの発案によって、山登りや宮参りなどを企画するのである。型にはまった鍛錬的なおしつけ行事ではないのである。それは、若者の修養即娯楽という要素があるという見方である。田沢は修養即娯楽、娯楽即修養と見方をもっていたことを強調しなければならない。地域の若者組などの青年集団は娯楽性をもっていることを重視したからである。

「8月の十五夜になると、鹿児島島の村落では、いたるところに綱引きが行われる。この綱引きは、部落から部落に行く道路で行われるのであって、人数などが別にきまっているわけではない。老若男女、誰でも構わず、部落全体の人々がでてきてやるのである。従ってその綱は、すばらしく大きく長い。その中心は藤蔓（ふじつる）で作っている。この藤蔓の芯を作るのが方限の青年団の仕事である。

そのしんが、出来上がると、老若男女、誰でも集まって来て、これに縄を結びつけたり、紐をゆがいて、自分の引きやすいようにする。そして一五夜の月が山の端に上がるのを合図に、どの村でも、どの村でも綱引きが始まる。これは青年団だけの行事ではないが、青年団が中心となって村全体と一緒にやる行事である。

こんなふうに、鹿児島島の武士階級の青年団は、その充分に考えられた、しかも自然に行われて少しも無理のない年中行事を中心として、修養娯楽にその成績をあげた。のみならず、平素はその社に集まってきて、先輩後輩の間、美しい情味ある秩序の下に文武両道を励んでゆく。今日から考えても、羨ましいほど立派な青年団といわねばならない」。<sup>(9)</sup>

以上のように日本青年館の「若者制度の研究」や田沢義舗の武士階級の若者組の研究にみられるように、薩摩の郷中教育を原理的に考えていくうえで、兵農分離のないなかでの若者組の農民的要素とみることが必要である。

それは、武士の居住地域における年齢階梯制の発展形態とみるのが大切である。若者組と無関係に郷中教育をみるのであれば、地域における年齢階梯制とむすびついて展開された下級武士の教育の本質をみることができない。つまり、郷中教育は、農村的生活形態から生み出された若者組の下級武士の地域年齢階梯組織である。若者組が農村の商業的農業の発展とともに変化していくのと同時に郷中教育も幕末という商品経済の発展と外国貿易という開国のなかで大きく変化していくのである。

## 第二章 城下近村下荒田の郷中教育

### (1) 下荒田郷中掟と人格教育

下荒田郷中掟には、武士として生きる人間性の道を説いている。それらは、盟友の道とはなにか。君父師の恩について、武士の社会的役割とはなにか。ご奉公筋、父母、兄弟、盟友との人としての関係のあり方、人間としての正しい生き方とはなにかなどを説いている。原文は、この論文の最後に掲載してあるので参考にしてほしい。

この原文にてらして、筆者なりに解説していくものである。下荒田の郷中掟は、城下近村の下級武士たちが人間としての正しい生き方を探求して、青少年を一人前に育てようとしたものである。この掟は、1852年（嘉永5年）のものである。島津斉彬文書のなかのもので、幕末の激動するなかでつくられた。近世史の歴史研究者である安藤保の郷中教育の研究では、下荒田郷中掟は、文武、忠孝、士道に凝縮されており、斉彬の訓諭を下敷きにして作られたものは明白であるとのべている。

そして、安藤保は、「郷中掟は藩の方針を忠実になぞり、郷中の動きは郷中取締により監視されるという郷中教育の段階に到達したといえよう」<sup>(10)</sup>と評価している。下荒田郷中掟は、郷中取り締まりによる監視される郷中教育の推進のためという評価については、検討を要するが、新たな郷中教育の段階に、幕末期を迎えるという評価については、重要な指摘である。荒田村は、鹿兒島城下の近村である。城下ではないのである。新屋敷方限は、城の近くであり、下荒田郷中の下級士族の近村のように農業を兼ねながら生計したことと、異なる階層性をもっていたのである。城下のなかで上級武士の居住する地域と、農業を兼ねていた下級士族の地域と同例に郷中教育の社会的役割を考えることはできない。

安藤保は、玉利喜造の回顧談などから郷中教育は空回りに終わったと次のように評価している。「嘉永5年に作られた下荒田郷中掟は、斉彬が期待するすべての内容を含む完全な郷中掟であるといえよう。掟の規定を寸分違わず修業したならば、確かに文武に通牒する人格者が輩出されることになることは間違いないであろう。・・・文武に通じて武士の養成という斉彬の意図は、郷中の把握では実現せず空回りすることになったが、現実の軍事訓練の徹底により精兵養成の基礎は確立したといえる」<sup>(11)</sup>

下荒田郷中の掟は、斉彬の期待するすべての内容を含むものであったという評価に、下荒田郷中のなかで、どのように、この掟が決められていったのかというプロセスの考察が必要である。荒田村の行政村との関係の二セ（若者組）の掟とはどのようになっていたのか。士族と農民との関係の比率や、その関係はどのように変わっていったのか。実際には、空回りになったということは、下荒田郷に即して、実証的に明らかにしていく課題がある。

ところで、下荒田の郷中の掟は朋友の道という人倫から問題を問いている。朋友の信義とはなにかということで、相互扶助の精神を次のように強調している。

一、朋友の道は、信義をもって相交わり、善をつとめ、悪を戒め、徳業を成就致すために、礼儀を正しく敷き、過失は互いにあらそってまでも諫める事。親切の儀を敷くことにあり、患難を憂いて、いたむ時は、互いに助け合い、吉凶などによって、礼式を事欠いてはならない。

君父師は大恩ということで、儒教的な徳育を説いている。さらに、武士の社会における役割としての

国家の政務を誠実に遂行するために修業の大切を示している。

一、君父師は大恩であることを忘れてはならない。

一、士農工商のうち士は、三民の支配を司るもので、軽職の分度ではない。義理に通ず、武道不鍛錬では、その役の事にあたる事難しい。かねがね文武両道の研究を致し、治乱共に国家の御用相立する様、その仕事を誠実に果たすために修業致すべし。

世話になったご奉公筋を等閑に致し、父母を丁寧にあつかうこと、兄弟の友愛、盟友を大切にすることなど、人間としての正しい生き方のあり方を次のようにのべる。

一、世話になったご奉公筋を等閑に致し、父母を丁寧にせず、兄弟に友愛にならず、朋友に不義不信をもたせることは、人間の罪として、甚だしく、獣にひとしい行いである。武士は、愛敬恩義を失わないうように心得ることが大切である。且つまた、年長者を敬い、幼い子どもを丁寧に教え、たのもしかざる儀之なき用に心がけるべし。

武士としての生き方は、人間としての正しい生き方である。朋友は信義をもって人間関係を結び、親切の心をもって大変な困難に直面したときは、お互いに助け合うことを強調しているのである。人間としての信頼関係は世話になった人、父母、兄弟、朋友とあらゆる人間の関係に不義不信をもたらすことは獣にひとしいと。さらに、武士の社会的役割は、文武両道を学びながら国の仕事のために誠実に修業することを求めている。

社会的な礼儀についても下荒田郷中掟書は、役人に不敬の態度をしないこと。路に行き交うときも無礼を働かないこと。他人を侮ったり、誹謗しないことを強調している。

一、重御役人に対して不敬の儀の態度なきこと心得ること。あるところに行く途中において、行き逢う時も厳重に礼式を致すべし。また、子ども心などにて、大勢の列をなして、他の郷中の衆に行き逢うとき、いささかの儀を到来いたすこと。此の方より、礼儀を失わざるよう。路の脇に相廻り通行致すべし。猥りまじき無いように致すべきこと。将又は我身も厳重に相勤めて、他人を侮り、誹謗すべきことならず。争論の儀も、結局のところ、手前の無礼より事起こる間は、言行相謹む、申すべし事。

下荒田の郷中教育では、社会や地域の秩序のために、公の教えを説いているのである。他の郷中の衆と逢ったときは、路の脇に廻り通行すべしなどとひかえめに相手をたてる態度の重要性を教えている。

一、学問武芸の心掛けなきものに集会をして集団で学習をすべき。ゆるすること、遊び楽しみにふけるものは土道に相背き、不忠、不孝に相当たること。ふとどきものの態度、これなし、相励むべし。武術の不鍛錬にては、非常のときに御用を果たすことができないことは勿論のこと、不慮の儀の到来のときに、遅れをとれば、千歳の汚名を蒙るのみならず、先祖を恥しめ、これでは、武士道相ならず。懈怠（けたい）なく、悪を絶ち、善を修めるということに全力をつくすための修行を致すべし。廉直に、正直な生き方で、律儀（りつぎ）という心身を抑制して善行を相嗜むべし。

懈怠なく、律儀という仏教的な修行の精神よっての学問武芸を奨励している。これは、人格性を強調した鍛錬である。人間としての正しい生き方として、心身の抑制による善行を行えるような人間性をめざしていたのである。

一、学問武芸同士以外は、世間付合、若年の内は、無用な事である。

一、筆算の業は、日用の急務であり、心がけて修業すべき。

一、郷中申し談の相定め置きの記事には座を欠くことなき、出席致すべし。その他、集会の節もみだりにすることなく、相互に武道を穿鑿（せんざく）致すべし。故障をして、出席が難しいときは、その訳を厳重に相談すべし。

一、人倫の道を失い、文武の芸を怠り、約定に相背きときは、置かれた差にあらず、争いを諫め致す。

急度相改めるように、互いに教えさとすことを申す。もし、土道に逃げたら、小事といえども、不義の行跡これあり、再三及びこれ諫めても、わがままを押し通し、相変わらず改変しない者は、長老の面々まで相談のうえ、義絶（ぎぜつ）いたすべし。もし、所行がよろしくなければ、気にしないで、召し置きして、相諫めず、段々増長致すところ、俄に義絶及び候儀は、甚だ不親切に以て相当の間、見聞致すとき、速やかに相戒め申すべしこと。

一、往々にして風俗宜しく相成り、成長に従い、文武両道の士、多く生きるための自立を致す。これは御国の大恩に奉納することであり、祖宗の美名まで相あらわす様である。心肝に銘じ勉励致す、忠孝の道、相立つことになる。趣向の根本によって、心得違いになる。

青少年が育っていくうえでの郷中教育における文武両道も人格形成にとって大切さを教えているのである。下荒田郷中教育では、日用の生活において、書くことと、また、暮らしのための算術を大切にしている。筆算の術はまさに日常生活にとって急務であったのである。郷中においては年齢階梯ごとに相談とがあり、みんなの衆知を集めて、事を決めていく習慣があったが、青少年の成長にとっても衆知を集めて決めていく習わしを身につけていくことは地域を守っていくことで大切な心得であった。

人倫の道を失い、文武を怠り、約定にそむく、わがままな青少年は、地域、仲間から義絶ということ、縁をきられるのである。わがままの人は、いつの世にも生まれていくのであるが、それを地域として、仲間の組織としていかに諫めるのかということは大切な課題である。下荒田郷中教育では、義絶という方法をとったのである。青少年を一人前にしていくことは、御国に対する奉納であり、祖宗にとっても美名になるのである。

下荒田の郷中掟は、最後に、この掟を守り、土風矯正を進めるために、組頭衆より郷中取り締まり人までも、おおせつけられ、吟味の上、郷約条目の違反なきように、堅固に相守るべきとしている。

下荒田の郷中は、城下の中心から離れた甲突川の右岸であり、浜のところにできた集落である。もともと城下を守るために、河川の氾濫が右岸にできるように河川の堤防もつくられていたのである。城下の中心地からみれば、貧しい下級武士たちが暮らす集落であった。このようななかでも集落の掟を大切に、武士としてのたくましい一人前教育を郷中の年齢階梯組織によって行っていたのである。

以上の下荒田の郷中教育の中で育って行って、様々な分野で活躍した人物が数多く輩出している。その主な代表者は、次に示すとおりである。

松方正義が1823年（天保6年）に、下荒田正建寺（せいけんじ）に薩摩藩士松方正恭（まさやす）の子として生まれる。11歳のときに母を失い、13歳のときに父を亡くし家計は貧しく、両兄は他家に養子となり、災難にあい家は困窮。15歳のとき勘定坐の書役の助となり、扶持米4石を受ける。1881年（明治14年）に大蔵卿を歴任して、1882年（明治15年）に日本銀行を設立し、日本の近代の財政政策の基礎をつくった。そして、第6代内閣総理大臣になった人物である。<sup>(12)</sup>

谷元道之、1844年（弘化元年）下荒田に生まれる。寺田屋事件に参加。脱藩して、米国に遊学帰朝して明治2年に外務省に勤め再び米国に留学、帰朝後海軍に。後、1880年に、実業界に東京馬車鉄道社長、第1回衆議院選挙で代議士に。<sup>(13)</sup>

最上五郎、1845年（弘化2年）下荒田生まれる。勝海舟の門下生になり、明治2年米国に留学。エール大学で農学及び経済学を学ぶ。明治8年フランスのマルセイユ領事館、1883年（明治17年）に北海道農工所所長、1911年（明治24年）に東京汽船社長。

下荒田郷土史によれば、下荒田郷中教育は、正健寺と荒田八幡の2ヶ所を中心に行われていたと記している。この地域は、海岸線と甲突川の河口でもあった。昔から船が入りやすい土地柄であったのである。

隣の郷中でも数多くの人物が輩出しているが、長沢鼎1852年（嘉永5年）が生まれた地域である。かれは、カリフォルニアで葡萄を育て、ワイン工場で大成功をおさめたが、薩摩藩がイギリスに留学させた最年少の留学生であった。当時14歳。このように、外国に率先して留学している若者が荒田村では目立っているのである。この海外の留学を青少年期に経験し、その後の人生に大きく影響し、日本社会のなかで活躍しているのである。

## (2) 斉彬の学問の勧め—論告書より—

斉彬は、10ヶ条からなる論告書を1857年（安政4年）にくだしている。それは、薩摩藩学校の悪弊を改めるためであった。つまり、造士の文字にふさわしい造士館改革、郷中教育の改革をうちだした。改革の精神である学問のあり方を提起したものである。本論の巻末に斉彬の論告書を掲載してある。

斉彬は、学問の目的を明確にしている。つまり、学問の目的は終身・齐家・治国・平天下の道理を研究し、物事の根本と抹消、事の順序を識別致し、然して、現在の政務奉行にその任に堪能になるように心がけることが最も大切なことである。文章詩作も儒者学問中も科業や稽古もその一端で、造士の法、正学の風に奮起が目的である。

正学の風は、仁・義・礼・智・信という五常の本領を守り、義理を明らかにし、人として守るべき大義名分を正し、各々祖宗を敬い崇び、生国のために道を開き、天理自然の本意によるところ、現在の儒者の中には、皇朝をも夷狄（いてき）という未開諸国同様に心得違いしている。古典はもちろん、律令格式、六国史以来に至り、孔子の道、天照皇大神のご名慮を深く心得るべきであり、学風を振起するのは、国用のためである。

博学多才といえども、士道に背いては修業の道理はない。経書は勿論、小学・近思録・大学・中庸を学び、論孟精義・語類・文集・二程全書・淵源録に至るまで熟覧のうえ、今日の実行に相応した修行を第1とすべし。

学者といども今日の世事に疎く、経済の道を捨て置き、沙門という出家した僧同様に制度外で心得を学ぶものは、全く学問の道を取り違えている。

学問をせずに、義理にくらく、正心終身の実行なきものは、利欲不当の行いをするものであり、家政を乱し、役職相務めるときもそれぞれ仕向けの条理暗く、緩急軽重の時務に疎く名分義理の筋合いをもわきまえることができない。これは格式にも恥じることであり、公務のことを考えて修行致すべしとしている。

正学の意義を明らかにすること、物事の道理を究めることは、すべて人倫に基づき日用の実行のためである。仮令数万巻を記誦し、詩文章達者であっても実行ならざれば、その道理はない。

天下に学校を設けることは、すべて人道ということから衆治という民を治めるためである。このために、五常の本源により、五倫の定文分を踏まえ文徳を修め、武備を治めることにして、理義を究めることである。そして、心術を研き兵法武術の芸事を勉強して治乱の政務に通達することである。

すべて、これが人道中の要務である。外夷という欧米列強からの防御の時勢において、和漢の書籍のみならず、夷狄の常態をもよく識別する必要がある。彼らの長所を取り入れ、われわれの短所を補い、上下一同心を合わせ、本朝の威武を拡充して、四夷制御の事、武人の役割は急務である。西洋和解の諸書を熟覧し、外夷の風俗器械をも弁別致すように心掛けるようにと。

他国の形成、人情世態に疎く、井の蛙であってはならない。他国の人に対して頑愚の応答など、当国に限らず、他藩重役の内に見聞あれど、然らば文武の修行を専要とする。隣境肥後・備前等は、一門支族の家嫡等家来両三人召し連れて、平士巡歴の姿にて、随意に文武修行を致す。これは、国家の大事の

ときに極めて良法の修行である。無役の内、他国修行両三年願いでることを奨励する。

以上のように、欧米列強の外夷という時勢のなかで、国を守ることの学問の大切と、武士としての人倫の修行の重要性を力説している。学問も欧米列強の長所を学び、広く西洋の学問や風俗器機を弁別することをのべている。

また、薩摩の国だけではなく、他藩への巡歴修行を奨励している。ここには、斉彬が広く世界をみて、国を守り、国のあり方を考えていくような大きな志をもった人間を薩摩藩の学問所や郷中教育に求めたのである。

斉彬にとって、学問のための学問という現実の時勢や生活と無縁な見方をしりぞけているのも特徴である。博学多才といえども、今日の世事に疎く、経済の道を捨て置いては、学問の道に背くという斉彬の見方である。今日の実行に相応した修行を第1と考えているのも特徴的である。

斉彬にとって、学問を大切にすることは、すべて人倫に基づき日用実行のためであり、それは、武士道としての治国・平天下の道理という利他の精神である。学問のないものは、利欲不当の行いをすると考えるのである。

### (3) 西田薬師町の士族殖産事業

ところで、西田村では明治になって、薬師町での士族殖産事業が展開されていることは注目することである。明治のはじめの鹿兒島市の農村は、塩屋村、西田村、荒田村が中心であった。

「当時の市の農村部は塩屋村・西田村・荒田村が中心で、甲突川南部によって占められており、甲突川南部の市街は、武之橋方面では谷山街道に沿うて荒田八幡のあたりまえで、これより鴨池あたりまでは、散在的に部落があり、高麗町本通りでは、西側を主として、現甲南高校あたりまで、西田方面では、西田本通りに沿うて山麓の常盤町まで街村的に家があった。また鷹師町は家が並んでいたが、薬師町は極く一部に住宅があったにすぎない。・・・西田町から現在の郡元小学校までも、団地つづきであった」<sup>(15)</sup>

下荒田郷のあった地域の周りは、明治のはじめまで、農村地帯で田んぼに囲まれたところであったのである。西南戦争後に鹿兒島の下級士族層は厳しい生活を強いられたが、1881年（明治13年）に士族授産事業が展開する。士族の人たちが殖産事業を行うのである。城下近村の西田村の共同塾学舎は、1880年（明治12年）から1881年（明治13年）にかけてつくられている。鹿兒島の学舎は、この時期に多く設立された。それは、郷中教育の継承としてつくられたものである。士族殖産や学舎は、苦難な道を強いられ、多大な犠牲を払った西南戦争後の荒廃した鹿兒島を立て直そうとした士族達のひとつの息吹である。

鹿兒島士族達は、西南戦争後に、新たな地域での人育ての自治組織と、経済的模索の活動をはじめるのである。西田村の士族であった桂礼一や有川勘助らによって、明治13年に、薬師町馬場町に士族授産の桑原組を設立している。土地合計16町歩を抵当に、政府から一万五千元を借りて、養蚕・蚕種製造するものであった。工場をたて、機械を購入して、養蚕から織物まで一貫生産をしようとするものであった。

開拓は順調に進み、1884年（明治16年）には、横井、犬迫、吉野に三十町歩に桑園が達した。1886年・1887年（明治18年・19年）にようやく事業は軌道にのりかけたが、鹿兒島には当時、品質のよい改良種がないので買い入れなければならなかった。このため、先進地から改良種を買い入れた。

当時は、物価高も手伝い、運賃雑費も大きくかさんだ。さらに、悪いことに、導入にした桑園は、病害虫に見舞われた。このような難儀が重なって1890年（明治二十二年）に士族殖産事業の桑原組は、抵

当処分を受けて、1893年（明治二十五年）に正式に解散になった。新しい養蚕業や製糸業などのとりくみが西田村の士族の手ではじめられた。しかし、鹿児島風の土のなかで商品化ができる技術に達せず、大きな借金をして倒産したのであった。

西南戦争後の困難ななかで、地域には郷中教育を継承しようと、学舎が生まれ、新たな気概をもって、地域の産業を起こそうと、西田村の士族達が、新たな殖産事業をはじめていたことは注目に値することである。

その後、鹿児島市の甲突側沿岸に大島紬工場や染色工場が数多くつくられ、工場群が分布していったのである。1916年（大正六年）の統計では、紬工場が樋の口町55、新屋敷42、加治屋町15、高麗町、西田町、下荒田と広く分布して、市内全体で二百七十九工場あったのである。樋ノ口の田尻工場は98名の従業員、鷹師町の横山工場は88名の従業員、加治屋町丸二工場は、62名の従業員をかかえていた。

染色工場は、樋の口町49、新屋敷32、加治屋町49、塩屋町14、下荒田、西千石、西田、上之園町と、それぞれ十工場があり、合計すると184になる。さらに、大正6年には、中郡に鹿児島紡績女工2000名、男工400名の従業員がいたのである。薩摩緋は明治17年に授産場が織られたが、明治35年に社団法人鹿児島授産社とした。明治37年に下荒田に社屋を新築し、明治41年の生産高は、糸織物類8024反、薩摩緋9590反、薩摩縞47720反の生産高をもっていたのである。<sup>(16)</sup>

以上のように明治後期から大正期にかけて、鹿児島市の甲突川周辺から、甲突川南部の農村部は、繊維工業地域に変わっていくのであった。

### 第三章 外城制度のなかでの郷中教育

#### (1) 各郷での学問所と郷中・寺子屋教育

知覧の学問所であった胥働館（しょうこかん）は、1773年に藩校造士館が創建される以前に、領主の佐多久峯（領主任命1677～1772没す）の時代に建てられたものである。つまり、地方の郷中であったが、鹿児島の城下よりも早く、学問所ができたということで注目する郷である。知覧郷は、領主であった佐多久峯の影響のもとに、学問的気風の拠点が多くからつくられていた。

都城の学問所である明道館の創建は、1778年である。ここでは、独自に昼間の時間に習字読書の科目、生徒たちが輪読する時間の確保、学頭や講師などによる特別の講義など教育体制がくまれている。この学問的気風のもとに、夜学の郷中教育を展開しているのである。ここでも育師係、教諭、伍長などの教育的責任をもつ人員をつけているのである。

垂水の文行館が1776年に創設されている。教科は四書、五経、書誌百科、史書、作詩、作文であった。文行館は、明治維新まで続いた。郷中教育は友道舎、共学舎、矯普舎、二松舎、共習舎の5つの方限ごとに活動がされていたのである。<sup>(17)</sup>

垂水の隣の郷の新城でも1776年に仮屋の邸宅に松尾学館をつくっている。午前中は、四書、五経、国史、一八略史、郷土史を教え、午後は武道を行った。学問所の経営は、学頭があたり、明治維新まで続き、明治四年に郷学校松尾小学校になった。兵小の教訓は、忠孝に徴す。文武に精励し、虚言を吐かず、行儀を正すことであった。<sup>(18)</sup>

以上のように18世紀の後半に薩摩藩では武士の修養の場である学問所ができて、組織的に地域のなかで行われていくのである。すでに、18世紀の後半にかけて、薩摩藩での外城制度の各郷に学問所ができていったことを見落としてはならない。

山川郷では、1828年の寺子屋の学則が小川の鮫島家に文書が伝わっている。23ヶ条のもので、子どもたちが、読み書きや手習いを学びにいった時の注意事項が記されているのである。

- 一、来るときは履き物を順にして、畳に上がりてからきつと座りて礼をすること。
- 一、帰えるときは、畳にてお辞儀をする。
- 一、いたずらするな。
- 一、ものごとをいいかえすな。
- 一、飛ぶな、走るな。
- 一、真瀬がるな。
- 一、きちんと座れ。
- 一、あらそうな。
- 一、人の事をいうな。
- 一、うそをつくな。
- 一、脇より差し入れ口をするな。
- 一、人のものをもらうな。
- 一、借りるな、かえるな、掛先無用。
- 一、人の卓に寄りつくな。
- 一、おいとまは、よんどころなく支（つかえ）の時ばかり。
- 一、かん忍が第一。
- 一、言うべきことはしっかりと膝元へ来たりて、とくとくと座りて言うべし。
- 一、卓をまっすぐにきれいに。
- 一、筆をかむな、筆をちらかすな。筆を折るな、紙を散らかすな。
- 一、手習いと書物読みとも題目にして、細工、腹狂い、いたずら、ものごとなど一切に禁ず。
- 一、互いに、ことばつかい、いんぎんに、無礼するな、いうな。
- 一、家の内にて父母に孝行はもちろん也。

この山川郷の小川村にあった鮫島家の寺子屋の学則は、子どもたちに学ぶうえで、基本的な礼儀作法、人の事をいうな、うそをつくな、大人ぶるなという、子どもの目線からの人間としてのあり方、学ぶ場でのきまりや人に迷惑をかけないことなど箇条書きにのべている。薩摩藩の農村において、「言うべきことはしっかりと膝元に来たりて、とくとくと座りて言うべし」ということは心のなかで自分の気持ちや見る目をしまっておくのではなく、堂々とのべなさいということは、当時の薩摩藩での農村における人間関係の見方として興味あることである。<sup>(19)</sup>

## (2) 知覧郷の武士の稽古所と学び

知覧郷は、薩摩、大隅、日向の3国を支配する薩摩藩の外城113のひとつで、6千9百石の禄高で、薩摩藩で4番目の禄高をもっていた郷である。地頭と御役人5名、郷士の風紀の取り締まりと文武の監督を行う与頭6名、警察・検事の役割をもつ大目付の横目が3役となって政務を司っていた。

庄屋は、郡、厚地、永里、瀬世、東別府、西別府と6つの近世行政村をおいた。この他に、4つの浦（門浦、松ヶ浦、東塩谷、西塩谷）を支配する浦役所が置かれた。知覧郷は4つの地域に組頭をおいたが、石高ない武士が、3番與の地域に52家部、4與の地域に75家部記されている。石高をもっても一石以下が多い。3番與は102家のうち、72家であり、4番與は、99家のうち、46家が一石高以下である。下級武士のなかには、一般の百姓よりも経済的に厳しい状況に置かれた層があったのである。<sup>(20)</sup>

鹿児島地誌の1882年（明治14年）の知覧の各行政村の実態では、郡村士族426戸、平民426戸、厚地村士族33戸、平民141戸、永里村士族86戸、平民302戸、瀬世村士族8戸、平民118戸、西別府村士族78戸、

平民851戸、東別府士族350戸、平民687戸となっている。

麓集落も含んでいた近世行政村の郡地域は、武士と平民の割合が同じであったが、純粹の農村漁村の地域では、士族の割合は、農民をはじめとする平民よりも少なくなっている。<sup>(21)</sup>

士族の子弟の修練所として設置された稽古所は、麓集落だけではなく、幕末に5組あった。知覧郷全体を5つの区域にわけて作られたのである。この稽古所は、外城制度のなかで組頭が置かれた地域であった4つの政務を司る組頭の区域とも異なり、また、庄屋のおかれた6つの近世行政村と異なっていた。稽古所として、郷全体に居住していた武士の若者組が独自につくったものである。

武士の居住地は麓ばかりではなく、知覧郷全体に武士が居住したことを物語るものである。一組は、麓集落からその周辺の集落、上郡、中郡、下郡、厚地、両岳の区域、2番組は打出口、山下、3番組は牧永野、二つ谷、迫、瀬戸山、中福良、横峰、瀬世、中須、炉場、善通、立山、4番組は浮辺、5番組は門之浦、松ヶ浦、竹迫、東塩谷、西塩谷となっている。

稽古場の実際として、知覧郷土誌には、大正期の郷土誌などを参考にして、当時の思い出話を書いている。「夜や寝具などを全然用いず、肌着、袷に綿を入れない羽織という着のみ着のままで寝るので、冬の夜など長机で四方を囲み4人ぐらいで抱き合って寝たりした。この鍛錬が戊辰の役や西南の役などの野戦に大いに役立ったという。

夜は四方に机を並べ、真ん中に燈火をともして勉強をした。各組では15歳から17歳までの者が、大番といって当番制で水を汲んだり、湯をわかしたり、油をついたりした。二〇歳まではほとんど毎晩集まって勉強し、二一歳から二五歳までは月三回くらいあった式夜（しきや）という全員集合の時だけしか出席しなかった。稽古所では、感想文綴や、太平記、義士伝、太閤記などを読んでいた。大学などは師匠に習いに行くか家で読むだけであった。・・・一五歳になった年には、八月二六日の晩、お諏訪様に行くことになっていた。杉並木のあるおそろしい所で、時には狐を誘うために鶏の腸などをもたせてやった。行く前には気味の悪い話を聴かせ、途中には人を配置して見張りをなさしめた。甲持って行った幣を、乙が取りにいくのであった」。<sup>(22)</sup>

幕末の知覧郷での若者たちが稽古所で布団もなしで着のみ着のままで寝ていた様子や、毎晩集まって勉強していた様子がみられるのである。そこでは様々な体験についての感想文を書かせていた。太平記や義士伝、太閤記などの時代ものを読んでいたのである。また、若者組に加入したばかりの一五歳の青年は、肝試しをした。そこでは、年齢階梯制の通過儀礼をとおしての仲間入りをしていくのである。武士の稽古所であったが、農民と同様の若者組の通過儀礼が行われているのである。

武士独自の武道の稽古として、剣術が行われている。剣術は様々な流派の技が行われていたが、示現流が中心であったのである。「剣術は、示現流、神陰流、一刀流などがあり、志各目武右という人が稽古をつけたが、平素は年長者が指導役で多くが示現流を用いた。真剣になったときは、必ず示現流が勝つと言われていた。

示現流は稽古の時でも身を投げ出して行かねばならなかったのに反して、他の流は受け身であったからである。「決して受け止めることをするな。身を投げ出して皮を切らせて骨を切れ」と教えられた。ネコフキという縄で編んだのを座敷一杯に敷いてあって、その敷物の上で稽古をした。示現流の棒は柞の直径三センチ、長さ1メートルぐらいを冬の山で伐採し、よく乾かした強じんなものを用いた。月一回は領主の膝元の一番組の所に五組と集合して、一緒に修練した」。<sup>(23)</sup>

身体修養の稽古について、剣術はもちろんのこと、弓術、鉄砲術、馬術、相撲などを活発に行った。剣術は示現流が中心であったが、剣術の師匠をよんで一刀流や神陰流の稽古をしていたのも興味がある。ひとつの剣術だけではなく、多様な剣術のなかから学ぶ姿勢である。また、和歌などの教養も学習した。

さらに、地域の防災についても二セ衆が担当し、火事の緊急時を知らせるホラ貝の非常警報も常に稽古所に用意されていた。稽古所に集まった二セ衆は、造林などをして稽古用の所有林をもっていた。活動の経費は、自分たちで捻出していることとする姿勢をもっていたのである。

知覧郷の各稽古所で鍛えた剣術の成果を、郷全体として高めていこうと、全員が月一度集まって稽古をしているも注目することである。剣術の修養が、郷全体の精神的な団結心の役割を果たしているからである。月一度の郷全体の武士階級の若者たちの連帯心が剣術の修練という形で実現しているのである。

### (3) 出水の郷中教育

出水地方は、薩摩藩の北部国境の守りとして、重要な外城であった。麓集落では郷中教育が活発に展開された。そこでの修養で強調されたのは、節操を守り、正道を行うことであった。その正道とは、偽りを言わず、自己中心的な考えにならず、うえにへつらわず、目下の人を馬鹿にしないで、困っている人がいたら、助け、約束をまもり、骨身をおしまず期待がもてるような仕事をする、人を困らせるような話をせず、恥を知り、首をはねられようと、強い心をもって信念をとおす人になれとのべている。また、温和慈愛、物の哀れみを知る情ある人になることを強調している。これらの精神を身につけてもらうために、次のように兵児修養の掟として朝夕、常に朗読をしているのである。

#### 出水兵児修養之掟

「士は節義を嗜み申すべく候。節義の嗜みと申すものは口に偽りを言はず、身に私を構へず、心直にして作法が乱れず、礼儀正しくして上にへつらわず、下をあなどらず、人の患難を見捨てず、己が約諾を違へず、甲斐かいしく頼母しく、かりそめにも下様の賤しき物語り悪口など話の端にも出さず、譬恥を知り、首刎ねられるとも、己が為すまじき事をせず、死すべき場を一足も引かず、其心鐵石の如く、又温和慈愛にして、物の哀れを知り人に情あるを以て節義の嗜みと申すもの也。」<sup>(24)</sup>

麓以外の集落の農民は、庚申講として60日周期で、15歳から30歳までのすべての青年を講の構成員となっている。会合では、二セ頭が「この60日間の生活を振り返って何か意見はないか」ということからはじまると出水郷土誌に書かれている。60日間に若者組の掟に違反したのや非行を働いたものはないかと、それぞれに反省を促しているのである。

出水郷土誌では「この講は日常の礼儀作法は勿論、公役や農事などの村の生活全般にわたって、こまごまと決議し実行したので、風紀秩序の反省自治会、あるいは村の若者会議といってよいものであった。もし決議事項を守らず、また村の掟に違反する者に対しては厳しい制裁が行われた。制裁には村八分、打首、ヤカン（仲間外し）の極刑をはじめ、打ち回し、座転がし、おどし、寒中水浴、打ち上げ落とし、三間振り回し（高い所から振り落とすと三間先まで飛んだ）。道普請、橋かけ、縄ない、草履づくり等々、その違約の程度に応じて厳しく行われた。そして庚申講は、これらの村吟味がすべて終わったところで、会食となったものだ。」<sup>(25)</sup>

農民の若者組では農業の共同性や村の秩序の二セ組の取り締まりという性格から村の掟の実行が厳しく行われていたのである。

これは、修養機関の性格以上に、二セ組のもっている村の共同性の維持の取り締まりの役割が大きくなっている。しかし、精神としての温和慈愛、哀れみの精神が強調されたことは、人としての情けを失ってはならないことを根底にもって、村の秩序の維持が必要であるということである。村の秩序の維持は、村の共同労働の維持のためであり、それは、村人が生きていくうえで不可欠なことなのである。

ところで、長老より聞いて調べた溝口武夫翁遺文を出水郷土誌では、掟と同時に、次のように出水兵児規約を記録している。

「一、君・父・師の大恩を忘却すべからざる事。一、盟友の道は信義を以て相交わり、親切を心とし、互いに礼儀を重んじ、若し過失あれば諫争すべき事。一、愛敬を旨とし、幼者を丁寧に教諭すべき事。一、学問・武芸に精励すべき事。学問・武芸同士以外は付合い致さず。放免遊情に恥じる如きは武道に背き不忠不孝に当たる事。一、人倫の道を失い、武芸の芸を怠り、不義の行跡ありて、再三諫めて尚改めざるものは、中老迄相談の上、義絶致すべき事。一、大刀は武士の魂、鄭重に取扱う事」。<sup>(26)</sup>

この出水兵児の規約は、前記の下荒田郷中掟に似通っていることを忘れてはならない。ここでも盟友の道は信義をもって相交わることをし、礼儀をもって人間関係の大切さをのべている。さらに、人としての心、倫理を大切にすることを強調している。不義の行動について、再三改めることがないときは、中老と相談し、その人間的関係の縁を絶つことをのべていることも興味深いことである。当時でも不義を改めることのない人がおり、その対策に義絶ということを用いているのである。

ここでの中老は、二〇歳から三〇歳までの年長者を中老と呼んでいた。六歳から一四歳の八月までを兵児山、一五歳から二〇歳八月までを兵児二セ。中老は、二セを監督して、その行動を戒めることが任務であった。中老の日常生活は武芸及び学問を修めるほかに、妻帯が許される。しかし、相互に厳格な制裁があり、切磋琢磨したものであると郷土誌ではのべられている。以上のように、出水の郷中教育は、人としての心、倫理の修養を大切にしたのである。

#### (4) 都城の郷中教育

都城は、薩摩藩のなかで最も大きな郷であり、3万4千石を持っていたのである。都城郷は、他の郷に比べて、大きな領地領民をかかえていたのである。1778年に都城郷の学問所である明道館を領主の邸内に学問所と称して、学校奉行をあてている。この明道館は、1783年に場所を移して、300石を投じて稽古館に名称を変えている。しかし、また、1855年に明道館に名称を変更して、学問に力を入れていく。

明道館は郷の領主が責任をもって学問所の運営していく。この体制で、校舎も人員も領主の命できちんと配置していたのである。そこでは、学校奉行、副奉行役、学頭指南役、学生等の教員をもって、生徒に習字・算術や読書を教えていたのである。

朝の10時から12時を習字・算術の時間に、教員が子ども達の各席を巡視して、勉強を教えたのである。1時から2時まで読書の時間。子ども達に読書五経に至れば、これに着袴せしめ競争心を起こさせていた。また、優秀な子ども達には選抜して日給を与えている。午後2時から3時まで学問所の各員による小学孝経等を、数人が順番になって講義を行っている。

ところで、毎月3度は、学頭が講義をする。この日は封主臨席、家老用人番頭これに列し、その他吏員聴聞を許す。外に2日を以て指南役学生等講義をなす事同じ。授業の終了は2時であるので生徒が自主的に輪講をしているのである。また、特別に、学頭の講義以外に、2日に指南役学生などが講義をしている。

講義は、平常時の時間割ではなく、特別に日程を定めて実施している。毎月四日と九日には小学が話され、生徒らが受講する。学校係が受講した生徒を点検していた。毎月二日の夜には小学の講義が番頭宅によって、行われ、老若を問わず自由に受講できた。しかし、十四歳、十五歳前後の若者は懈怠なく命じられていた。出席は番頭係が点検した。教師達は春と秋に二回の試験が課せられ、知識の向上を絶えず求められたのである。

講義は、生徒ばかりが聞くのではなく、藩の封主、家老をはじめ官吏すべて、公開で行われている。島津家の重臣が列席して行われるおごそかな講義であった。学校の始まりは正月七日であり、この日は、書物講釈から行われたのである。

都城郷の明道館は、学問をする時間をきちんと確保したうえで、朝夕に武術の稽古をしたことを特記しておかねばならない。武術だけが行われたのではない。都城の郷学校では学問を特別に重視して、青少年の人格形成をはかっていたことを忘れてはならない。藩の財政を投じて明道館をつくり、そして、学問所の奉行を設け、また、一定の学問を指南する教師を配置したことは、都城の郷では、領主の奨励のもとに学問が重視されていたことを物語るものである。<sup>(27)</sup>

明道館の夜学として、郷中教育を都城郷では行っていた。「家士小壮八歳より二十歳に至るをして、学校に夜学舎を開くことあり、其の初を知らず、天保の度より安政の初めに至り、番頭之督して、城内外方限を以て隊伍を定め、育士八名、教諭六名、伍長数名を置き、明德館及び各自の居宅に、廻席の式夜を定め、読書輪読、武事を奨励し、専ら品行を方正あらしめ、土風振起せん事を要せり、是を称して郷中と云う」。<sup>(28)</sup>

郷中教育は、都城郷を八組にわけ、八歳から二十歳までの子弟を一緒に学問をさせるものであった。この郷中教育を行っていくうえで、若者達の自主性や自治を尊重するが、番頭を長として、育士係、教諭、伍長の指導層がいたのである。都城郷では学問が組織的に行われていたのである。都城では、郷の中心である麓集落に明道館をつくり、郷内を8組にわけて、郷中教育を展開していたのである。

この郷中教育では番頭を筆頭にして、育成係、教諭、伍長という立場として指導と講義にあたっているのである。育師係や教諭が、具体的にどのような仕事をしていたのか興味あるところである。全ての郷中教育が、若者達の裁量で、自主的に読書輪読を行っていたのか。育師係や教諭などがいるなかで、若者が自主的な活動をしていたことを見落としてはならない。この自主性は、若者組的自治制をもつものである。

## まとめ

本論では、郷中教育を考えていくうえで、兵農分離と、下級武士の地域での生活との関係、とくに、農村に伝統的にあった若者組との関係を明らかにした。郷中教育での詮議を具体的にどうみていくのか。実証にさらにくわしく検証して行かねばならない。また、郷中教育の成果を具体的にどのように考えていくのかも実証的に積み重ねていく必要がある。とくに、地域の暮らしからの視点から、薩摩藩の本拠地である鶴丸城下の中・上級の屋敷邸を中心ではなく、下級武士や地域の暮らしから、日本全体に果たした人材の育成の役割を深めていく必要がある。この課題は、今後の実証的な資料を掘り起こしながら問題を煮詰める課題がある。

本論では、若者組と郷中教育、城下の近村であった下荒田郷中掟の分析をした。また、地方郷の知覧、出水、都城の郷中教育を分析した。これらは、一般の地域の暮らしを大切にしながら、とくに貧しい下級武士の暮らしのなかからの農村的若者組の性格を継承しながら、未来の人材養成を探っていくことをみつめていくということであった。

地方の郷や農民の集落に暮らしている武士の学びの制度の実態は明らかになった。幕末においては、郷村をくまなく、地域分けして、多くの下級武士が郷中教育に参加していたのである。下級武士の若者組のエネルギーと、そこにみられた人間的な倫理観をさぐる修養のとりくみの理念が明らかになった。それが、具体的にどのように機能し、どのような人材を世に送り出していったのかということは、今後の実証的な研究の課題である。

注

- (1) 県立図書館編纂・北川鉄三著「郷中教育」、薩摩の郷中教育頒府委員会、81頁
- (2) 松本彦三郎著「郷中教育の研究」原版（1944年）復刻版（2007年）、尚古集成館
- (3) 北村鉄三前掲書、87頁
- (4) 若者制度の研究・復刻版（原発行昭和11年）、財団法人青年館出版昭和43年、40頁
- (5) 前掲書、55頁
- (6) 田沢義鋪選集「青年団の使命」、日本青年館内田沢義鋪記念会、288頁
- (7) 前掲書、321頁
- (8) 前掲書、323頁
- (9) 前掲書、290頁
- (10) 安藤保「幕末維新期、薩摩藩の郷中教育」13頁
- (11) 前掲書、15頁
- (12) 下荒田郷土史・昭和11年発行、64頁～65頁
- (13) 前掲書、82頁～83頁
- (14) 前掲書、101頁～102頁
- (15) 鹿児島市史編さん委員会「鹿児島市史Ⅱ」昭和45年発行、400頁～401頁
- (16) 前掲書、356頁～357頁、363～365頁参照。
- (17) 垂水市史上巻、323頁～327頁参照
- (18) 前掲書、622頁～623頁
- (19) 山川郷土史増補版平成一二年、805頁～806頁
- (20) 知覧郷土誌302頁～305頁、327頁参照
- (21) 414頁～419頁参照
- (22) 前掲書、382頁
- (23) 前掲書、383頁
- (24) 出水郷土誌、543頁
- (25) 前掲書、543頁～544頁
- (26) 出水郷土誌、545頁
- (27) 都城史・中世・近世編1231頁～1240参照、宮崎県史蹟調査八号174頁参照
- (28) 宮崎県史蹟調査八号174頁、都城市史通史中世・近世編1223頁

下荒田郷中捉書

(島津斉彬文書下巻二所収一三〇号参考二)

捉

- 一、毎朝之御條書は勿論、其外被<sub>レ</sub>仰渡<sub>二</sub>趣、謹而可<sub>レ</sub>相守<sub>一</sub>事。
  - 一、朋友之道は以<sub>レ</sub>信義<sub>二</sub>相交り、質<sub>レ</sub>善戒<sub>レ</sub>惡、徳業致<sub>レ</sub>成就<sub>一</sub>候為<sub>レ</sub>候条、礼讓正敬、過失は互に致<sub>レ</sub>諫争、聊不親切之儀有<sub>レ</sub>之間敷候。尤患難憂戚之節は、相共に助け合、吉凶礼式等も不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>欠事。
  - 一、君父師之大恩不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>忘却<sub>一</sub>事。
  - 一、士農工商之内、士之儀は三民之支配人に而不<sub>レ</sub>輕職分に候間、第一義理に不<sub>レ</sub>通、武道不<sub>レ</sub>鍛錬にては、其取扱難<sub>レ</sub>相調事に候に付、兼々文武之両道致<sub>レ</sub>研究、治乱共に御国家之御用相立候様其術業誠実<sub>二</sub>に可<sub>レ</sub>致<sub>一</sub>修業<sub>一</sub>事。
  - 一、御奉公筋を等閑に致し、父母に不<sub>レ</sub>丁寧、兄弟に友愛ならず、朋友に不<sub>レ</sub>義不信なるは、人間第一之罪に而、禽獸にひとしき事に候条、不<sub>レ</sub>失<sub>レ</sub>愛敬恩義<sub>一</sub>様相心得、且又、長者を敬ひ、幼者を丁寧<sub>二</sub>に教諭いたし、不<sub>レ</sub>頼母教<sub>一</sub>儀共無<sub>レ</sub>之様、可<sub>レ</sub>相心掛<sub>一</sub>事。
  - 一、対<sub>レ</sub>重御役人、不<sub>レ</sub>敬之儀無<sub>レ</sub>之様、兼て可<sub>レ</sub>相心得。於<sub>レ</sub>路次、行達候節も嚴重に可<sub>レ</sub>致<sub>一</sub>礼式。且又、<sup>(1)</sup>兎同心等にて、大勢列立候節、他郷中之衆へ行達等より、聊之儀も致<sub>レ</sub>到來事候間、此方より不<sub>レ</sub>失<sub>レ</sub>礼儀<sub>一</sub>様、路脇へ相廻り致<sub>レ</sub>通行、猥々間敷儀無<sub>レ</sub>之様可<sub>レ</sub>致<sub>一</sub>候。苟又、我身も嚴重に相勤め候而、他人を侮り、誹謗すべからず。及<sub>レ</sub>争論<sub>一</sub>候儀も、畢竟、手前之無礼より事起り候間、言行相謹可<sub>レ</sub>申事。
  - 一、学問武藝之心掛無<sub>レ</sub>之、徒に集會いたし、放逸遊樂に耽り候は、士道に相背、不<sub>レ</sub>忠不<sub>レ</sub>孝に相當り候間、<sup>(2)</sup>不<sub>レ</sub>埒之儀無<sub>レ</sub>之様、可<sub>レ</sub>相勵<sub>一</sub>候。尤武術不<sub>レ</sub>鍛錬にては、非常之節不<sub>レ</sub>御用立<sub>一</sub>儀は勿論、不<sub>レ</sub>慮之儀致<sub>レ</sub>到來<sub>一</sub>候節、後れを取候儀共有<sub>レ</sub>之候ては、千歳之汚名を蒙るのみならず、先祖をも恥しめ、武士道不<sub>レ</sub>相立<sub>一</sub>事候に付、無<sub>レ</sub>懈怠<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>致<sub>一</sub>修行。平日廉直律義相嗜、臨<sub>レ</sub>事不<sub>レ</sub>覺之振舞無<sub>レ</sub>之様、可<sub>レ</sub>相心得<sub>一</sub>事。
  - 一、学問武藝同志外は、世間付合、若年之内は、可<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>無用<sub>一</sub>事。
  - 一、諸藝道致<sub>レ</sub>入門<sub>一</sub>候節は、一統へ可<sub>レ</sub>致<sub>一</sub>相談<sub>一</sub>事。
  - 一、筆算之業は、日用之急務に候間、兼々可<sub>レ</sub>致<sub>一</sub>修業<sub>一</sub>事。
  - 一、郷中申談相定置候式日式夜之儀は、無<sub>レ</sub>閑座<sub>一</sub>様、致<sub>レ</sub>出席、其外、集會之節も猥々間敷儀無<sub>レ</sub>之、相互に武道可<sub>レ</sub>致<sub>一</sub>穿鑿<sub>一</sub>候。左候て、故障有<sub>レ</sub>之、難<sub>レ</sub>致<sub>一</sub>出席<sub>一</sub>節は、其訳嚴重に可<sub>レ</sub>相断<sub>一</sub>事。
  - 一、人倫之道を失候儀は勿論、文武之藝に怠り、約定に相背候節は、不<sub>レ</sub>差置<sub>一</sub>致<sub>レ</sub>諫争、急度相改候様、互に可<sub>レ</sub>申論<sub>一</sub>候。若又、士道に相背<sup>(3)</sup>候儀、並雖<sub>レ</sub>小事、不<sub>レ</sub>儀之行跡有<sub>レ</sub>之、及<sub>レ</sub>再三<sub>一</sub>相讓候ても、我意相立不<sub>レ</sub>相改<sub>一</sub>者は、長老之面々迄、不<sub>レ</sub>殘遂<sub>一</sub>相談<sub>一</sub>候上、可<sub>レ</sub>致<sub>一</sub>義絶<sub>一</sub>候。若不<sub>レ</sub>宜所業有<sub>レ</sub>之候ても、不<sub>レ</sub>頓着に召置、不<sub>レ</sub>相諫<sub>一</sub>、段々致<sub>レ</sub>増長<sub>一</sub>候上、俄に及<sub>レ</sub>義絶<sub>一</sub>候義は、甚以不<sub>レ</sub>親切に相當候間、致<sub>レ</sub>見聞<sub>一</sub>候節、速に相戒可<sub>レ</sub>申事。
  - 一、往々風俗宜敷相成、從<sub>レ</sub>成長、文武二道之士、多致<sub>レ</sub>生立、御國之大恩を奉<sub>レ</sub>報、祖宗之美名迄、相あらわし候様、銘<sub>レ</sub>心肝<sub>一</sub>致<sub>レ</sub>勉勵、忠孝之道相立候儀、趣向之根本に候條、乾<sub>レ</sub>と心得違有<sub>レ</sub>之間敷候事。
- 右者、<sup>(4)</sup>此節厚以<sub>レ</sub>思召<sub>一</sub>、士之風俗立直候様、被<sub>レ</sub>仰渡<sub>二</sub>趣有<sub>レ</sub>之、組頭衆より郷中取締人迄も、被<sub>レ</sub>仰付<sub>一</sub>候に付、吟味之上、郷約之條目相定候条、無<sub>レ</sub>違背<sub>一</sub>様、堅固に可<sub>レ</sub>相守<sub>一</sub>者也。

嘉永五年十月

下荒田郷中

資料

(注) (1) 兎は稚兎。(2) 不埒はフラチと読み、ふとどき。(3) 違は違の俗字。(4) 此節厚以思召云々は、島津斉彬が嘉永五年五月八日士風矯正論達書を発したと。 (参考) 鹿児島県立図書館所蔵の「下荒田郷中青年規約書」は、「明治二十年二月四日二階堂行正君宅に於て而写之、川上久良」と記した奥書ある写本である。

齊彬公 論 告 書

- 一、造士館、演武館ハ、大信公（重豪の法号）御代、厚尊慮ヲ以テ御造立之処、其後何トナク致、衰微候付、此節改テ掛リ申付候条、是迄ノ悲弊改メ、造士ノ文字、相叶候様、可執計候。
- 一、演武館ノ儀モ同様ニ相心得、修練ノ精粗且平常ノ心懸等微細ニ檢察無<sub>レ</sub>油断<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>沙汰<sub>二</sub>候。
- 一、学問ノ標的ハ、修身・齐家・治国・平天下ノ道理ヲ研究、本末先後ヲ識別イタシ、然テ当時ノ政務奉行候テモ、能<sub>レ</sub>其任ニ堪<sub>レ</sub>候様ニ心懸<sub>二</sub>專要ノ事<sub>二</sub>候。文章詩作モ儒者学問中一端ノ科業ニテ稽古尤<sub>モ</sub>ニ候得共、專<sub>ニ</sub>造士ノ法相立正学ノ風奮起候様<sub>ニ</sub>、學術吟味可<sub>レ</sub>然<sub>レ</sub>事<sub>二</sub>存候。
- 一、第一<sub>ニ</sub>綱五常ノ本領ヲ守リ、義理ヲ明ニシ、名分ヲ正シ、各々祖宗ヲ敬崇<sub>レ</sub>、生国ノ為<sub>二</sub>道ヲ開キ候儀<sub>、</sub>天理自然ノ本意<sub>ニ</sub>候処、当時儒者ト唱<sub>レ</sub>候中ニハ、我<sub>レ</sub> 皇朝ヲモ衷狄同様ニ心得<sub>レ</sub>、古典ハ勿論、律令格式マタハ六国史以下ニ至リ候テモ、不<sub>レ</sub>弁別ノ者モ有<sub>レ</sub>之候半歟、然バ孔子ノ道ニモ不<sub>レ</sub>協、第一<sub>ニ</sub>天照皇太神ノ御名慮<sub>ニ</sub>可<sub>レ</sub>畏儀<sub>ニ</sub>テ右等ノ処一同深ク心得<sub>レ</sub>、学風<sub>ヲ</sub>令<sub>レ</sub>振起<sub>、</sub>追々国用ニ相立候様、宜<sub>ニ</sub>有<sub>レ</sub>工夫<sub>、</sub>儀專要<sub>ニ</sub>候。
- 一、古昔聖賢ノ言行ヲ以テ一身ヲ正シ、扱<sub>テ</sub>今日ノ世上ニ引<sub>レ</sub>競<sub>、</sub>時勢相応ノ政務ヲ執行候基本ヲ修行シテコソ、誠ノ学問ト存候。イカホド博学多才<sub>ニ</sub>候共、今日ノ行ヒ士道ニ背キ候テハ、修業ノ詮無<sub>レ</sub>之候間、館中ノ役者能々心ヲ潜メ、深く致<sub>、</sub>勤考<sub>、</sub>和・漢ノ經史ニ涉リ、名義ヲ明<sub>レ</sub>弁イタシ、興廢治乱ノ本原ヲ研究シ、造士ノ道相立<sub>ニ</sub>国家ノ良臣追々出来候様、致<sub>、</sub>教導<sub>ニ</sub>候事、緊要ト存候条、教授以下諸役ヘモ厚ク可<sub>レ</sub>申合<sub>レ</sub>候。且又読書候テモ、意味取<sub>レ</sub>違<sub>レ</sub>候得ハ雲泥ノ相違タルヘキナレハ、經書ハ勿論、小学・近思錄・大学・中庸ノ或間、又ハ論孟精義・語類・文集・二程全書・淵源錄等ニイタルマデ、熟覽ノ上、今日ノ実行ニ相応ノ処修行第一ト存候。
- 一、儒官相勤<sub>レ</sub>候モノハ格別、其外ノ面々ハ詩・文章等不得手<sub>ニ</sub>候トモ、今日政事ノ一助ニ相成候様ニ心懸<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>致<sub>、</sub>修行<sub>ニ</sub>候儀、肝要ト存候。当時ノ学者ト唱<sub>レ</sub>候モノハ、今日ノ世事ニ疎ク、經濟ノ道ヲモ捨<sub>レ</sub>置<sub>、</sub>沙門同様制外ノ儀ニ心得候モ間々有<sub>レ</sub>之候。全ク学問ノ趣意取<sub>レ</sub>違<sub>レ</sub>候故ト被<sub>レ</sub>存候。古今ノ賢相智將イヅレモ明<sub>ニ</sub> 皇国ノ大道ヲ弁<sub>レ</sub>、漢士經伝ノ旨趣ニ迄貫通イタシ、国家ニ力ヲ尽候事跡ハ典籍ニ歴然タリ。然バ名分ニ暗ク、道理ニ明ナラス候テハ、何事モ難<sub>レ</sub>整事<sub>ニ</sub>候。総ジテ時勢ヲ考<sub>レ</sub>候事第一ニテ、井川ノ法ハ西土三代ノ良法ナレドモ、宋朝ニテハ難<sub>レ</sub>行<sub>、</sub>朱子モ時ト位ヲ考<sub>レ</sub>社倉ノ良法<sub>ニ</sub>モ明<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之候如ク、時勢当然ノ位ヲ量<sub>レ</sub>り候儀、学問無<sub>レ</sub>之候テハ道理相応ノ処置ハ難<sub>レ</sub>。

一、天下ニ学校ノ設有<sup>レ</sup>之候ハ、全ク人道ヲ衆治スル為ニテ、不<sup>レ</sup>可<sup>レ</sup>闕ハ勿論ノ事ニ  
 然ハ五常ノ本原ニヨリ五倫ノ定分ヲ蹈ミ、文徳ヲ修メ武備ヲ治ル事ニテ、理義ヲ  
 ス、心術ヲ研キ、兵法武術ノ芸事ヲ勉強シテ治乱ノ政務ニ通達スル事等、総テ是  
 中ノ要務ト存候。孫子ニモ彼ヲ知り己ヲ知ル者百戦シテ不<sup>レ</sup>殆<sup>ラ</sup>ト相見得候。左  
 ハ、和漢ノ書籍ノミナラズ当時外夷防禦コソ第一ノ時節ニ候得者、夷狄ノ情態ヲ  
 致<sup>シ</sup>識別、彼ノ長ヲ取<sup>リ</sup>テ我ノ短ヲ補ヒ、上下一同心ヲ合セ、本朝ノ威武ヲ拡充シ、  
 夷制御ノ事、当時武夫ノ急務ト存候間、余力ニハ西洋和解ノ諸書ヲモ熟覽シ、外  
 風俗器械ヲモ致<sup>シ</sup>弁別、我羽翼トナシテ益皇化万国ニ行亘リ候様、心懸肝要ニ存  
 一、中ニモ大身ノ面々、成童入学ノ期ニイタリ、適々造士館へ出席候共、学局ノ賞  
 自然ノ理ニテ、切磋ノ功十分ニハ調<sup>ヒ</sup>兼<sup>キ</sup>候道理、且ハ国中ノ学友ニテハ井中ノ蛙ニ  
 シク候。往々重職ヲモ授ケ、公私ノ大事<sup>キ</sup>委任<sup>ス</sup>者共ニ候処、切磋ノ功乏敷候テ  
 臨機応変ノ処置等ハ申ニ及バズ、公辺向ノ礼式ヨリ始メ国々ノ形成・人情世態ニ  
 ク、井蛙ノ見識ニテハ心得違ノ儀モ可<sup>レ</sup>有<sup>ル</sup>之歟。既ニ公辺拜礼等ノ節、不都合ノ  
 モ有<sup>ル</sup>之、他国ノ人ニ対シ頑愚ノ応答ナド、当国ニ限ラズ、他藩重役ノ内間々乃  
 聞<sup>レ</sup>候モ有<sup>ル</sup>之候。然バ文武ノ修行を専要トシテ、物事疎カラヌ様心掛度存候。隣  
 一、計事ト存候。仮令和漢ノ経伝ヲ誦讀、詩・文章等通達候共、道義ニ暗ク、時勢  
 セズ候テハ、実ニ無用ノ腐儒タルノ間、右様ノ処上下一同厚ク心得候様可<sup>レ</sup>申達<sup>ス</sup>  
 一、古今家國ノ政務ニ致<sup>シ</sup>關係<sup>ス</sup>候者ハ、須臾モ捨置ガタキ学問ニ候処、士分以上不  
 学問<sup>者</sup>多<sup>ク</sup>候故、義理ニ昏ク、正心修身ノ実行無<sup>レ</sup>之、利欲不当ノ行ヒモ有<sup>ル</sup>之故  
 政向モ乱レ、士風モ正シカラズ、役職相勤候者共ニモ、夫々仕向ノ条理ニ暗ク、  
 輕重ノ時務ニ疎ク、名分義理ノ筋合ヲモ不<sup>レ</sup>弁<sup>ル</sup>様子モ相見得候。是等ノ儀ハ、各  
 ニモ可<sup>レ</sup>恥<sup>シ</sup>事ニ候間、一同公務ノヒマヲ考<sup>ヘ</sup>修行有<sup>レ</sup>之候様可<sup>レ</sup>申達<sup>ス</sup>候  
 一、正学ヲ講明イタシ、物理ヲ明ラメ候儀ハ、総テ人倫ニ基キ日用実行ノ為ニテ、  
 数万卷ヲ記誦シ詩文章<sup>ニ</sup>達<sup>ス</sup>者ニ候共、実行ナラアハ其詮モ無<sup>レ</sup>之、日新公いろは御  
 御意味ニモ相達奉<sup>ル</sup>恐<sup>リ</sup>人<sup>ニ</sup>次第ニテ、其書ヲ讀タル迄ニテ実行薄ク、郷里ニ居テ子  
 師ト可<sup>レ</sup>仰<sup>グ</sup>徳行無<sup>レ</sup>之、役儀申付候テモ、利欲ニ心ヲ配リ、当座ノ利得ヲ考ヘ、万  
 朽ノ良法ニ暗ク、更ニ仁義ヲ本トシテ時務ヲ施候者有<sup>ル</sup>少ク、甚<sup>ク</sup>以テ曠<sup>ク</sup>敦事ニ存  
 畢竟全ク無学ノ上、タマシク讀書ノ者有<sup>ル</sup>之候テモ、道義学問イタサズ、徒ニ誦  
 故ト存候間、以来學術致<sup>シ</sup>一新、義理ノ取捨ヲ決シ、俗学ノ旧弊ヲ致<sup>シ</sup>改正<sup>ス</sup>度事  
 候

後・肥前等ハ、一門支族ノ家嫡等家来両三人召連、平士巡歴ノヨシニ候。是等ハ軽々敷様ニモ候得共、国家ヲ大事ニ考候身ノ面々ハ、父母ノ姑息ヲ離シ家中諸士ノ阿諛ヲマヌカレ、国ノ事情ニ達シ候良法ト存候間、以来志有之人々家嫡ニテモ二年願出候様申付度事ト存候。殊ニ昨年、宰相様ヨリモ、寄問第一ト被仰出候事故、家柄ノ面々一涯志を励シ、各々父普ク文武ヲ練習シ、又ハ諸士ノ亀鑑ニモ相成、宰相様尊慮ヲ要ノ事ト存候。

右ノ条々以書面改テ急度申付候間、後年ニ至ルマデ心得違無諸士一同ハ可申渡候。家語曰、政之不中君ノ患也。令之不能々可申付候

造士館・演武館ノ儀大信院様厚以思召被召建置候得共、候人柄相少候ニ付、厚可心掛、右ニ付学問ノ大体且武道心得御筆御書取ヲ以被仰出、誠以恐人難有御御趣意ニ候条、一出ノ通、学問武道相勵ミ、往々御用立候様心掛、可奉安

右ノ通組中工可被申渡候

安政四年十月